

Title	千種達夫著「裁判閑話」
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1949
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.22, No.1 (1949. 1) ,p.49- 51
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19490101-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

千種達夫著

「裁判閑話」

高鳥正夫

法律、裁判、裁判所というものは、およそその大衆性を缺いている點で、自慢にはならないが外のものには負けない。大審院が最高裁判所に變つても、最高裁判官の國民審査が行われても、多くの人々は餘り關心を持たない。けれども櫻積重遠博士が本書に寄せられた序文にもあるように「裁判所が病院のような役目をするものである以上、病氣の人が寄りつかないような病院では何の役にも立たない」のであつて、少くとも病氣になつた人は一人のこらずやつてくるような病院でなければならぬ。更に望ましいことは「病氣をしてから治療するのではなくして、病氣にならないように指導する保健所の機能をも裁判所が果すことである」。つまり「事件になつていない法律相談を、心安く持ち込むような裁判所に對する親しみ、それを一般民衆にもたせる」ことである。そのためには「裁判所の方からも、いかめしい法服をかなぐり捨てて、民衆に呼びかけなければならぬ」といふことはいふまでもない。

千種判事は國語體判決の創始者の一人として、裁判所民衆化

紹介と批評

の先驅者であるが、現在は東京地方裁判所の裁判長である。本書の中では、裁判は國民が近づき易く、親しみ易いものでなければならぬという願ひから、判決文の國語化、法文の平易化を多年提唱してきた著者が、ある時は四面楚歌の中で又ある時は職をとつてもという固い決意の下で、東奔西走、日夜心を碎いてきた有様が、輕妙な筆致と透徹した思想によつて、手にとるように述べられている。終戦後、法律と判決の國語化が普及したのを見て、恰もそれが當然であるかのように思つてきた多くの人は、この書物によつて、それが實現される以前にどのような經過があつたかを知つて、何が裁判所の民衆化を妨げていたか、又裁判所をもつと親しみのあるものにするには、どうしたらよいか、という問題に何等かの解答を與えられるであらう。けれども本書は系統的な論述ではなく、その題名の示すように、むしろ隨筆集とでも呼ぶのが適當であつて、著者が裁判官としての多忙な生活の中で、折に觸れ書き綴つた數多くの興味ある問題が、その貴重な體験と豊富な資料と、そして著者の油繪もよくするすぐれた觀察眼でとりあげられている。

本書の内容は「法律と國語篇」「民事篇」「刑事篇」「裁判篇」の四部に分れてゐる。「法律と國語篇」は僅かに五篇であるけれども、その内容からすれば本書の中心ともいふべき重要性をもつてゐる。その最初の「法文の民衆化」では、「法文の難易は國民文化の程級を標示するものである。難解な法文は專制の象徵である。平易な法文は民權の保障である」といふ櫻積陳重博

士の「法律進化論」の一節を引用し、イギリス、ドイツにおける法文の變遷と我國のそれとを比較しながら、我國の現行法令の難解なることを指摘され、將來の法文のあるべき姿を論ぜられる。「法文の口語化」と「判決文の口語化」では、この問題の経過と著者の歩んできた道を回顧される。又大切なことは國語化と同時に平易化であることを指摘され、國民の信頼の上立つ裁判所の判決として、もつと分り易い内容をもつようにと實例をあげて主張される。「宣誓の言葉と方式」においては、先ず諸外國の立法例を研究されて、我國のそれが極めて不適當であること、そのため法廷でしばしば誤つて讀まれたことを述べられ、改正への私案を示される。讀者は昭和七年に發表されたこの論文と、そこに附記されている新しい宣誓の言葉を比較して、「層正確にこの問題を理解することができるのである」。

「民事篇」は二七の短篇からなつてゐるが、民法特に婚姻法について多くの學問的論文を發表されてゐる著者が、こゝではむしろ一般讀者を対象として、柔い筆觸で興味深く書いておられる。「子は誰のもの」は離婚の場合に、子供を父が引取るか又は母が引取るかの問題をとりあげ、判例の變遷と新民法の規定を述べながら、幼見引渡の強制執行も殆んど不可能なこの問題において、愛情と法律の關係について反省しておられるが、それは、とりも直さず讀者の反省となるであらう。「婚約不履行と損害賠償」では、婚約を破棄するに正當な理由、不正當な實

例をあげ、次いで慰養料の請求について、原告が男である場合と女の場合とに分けて、詳細に數字をあげて論ぜられ、「貞操の價額」「姦通と損害賠償」「離婚と損害賠償」等も、綿密に集められた資料と、特にこの方面における著者の豊富な経験から生れた得難い内容をもつものであることを痛感させられる。「生命身體の價額」「犬の吠み料」「慰養料の相續」は、いずれも實例を中心にユーモアをまじえて書かれた好箇の讀物であり、「幼兒の慰養料」も注目すべき内容をもつてゐる。「電氣は物か」という問題は刑法を學ぶものの必ず出會うものであるが、その電氣窃盜罪に關聯して、電氣は民法上果して物であるか、という點をとりあげ、民法における「物」の觀念の進展を説かれる。「壁一重の催告」「掘出された小判」「捺印と捺印」「空ビンの利用」は、すらくと讀んでゐる間に、日常頻繁に起る法律問題の解決への指針が與えられる。「權利の濫用」も小篇ながら、問題の重點を明示され、そこにあげられた判例も興味がい。「尾去澤事件と無過失責任」「城崎温泉事件と温泉の利用權」は、いずれも世間の注目をひいた大きな事件を、法律の立場からとりあげ説明されている。「刑事篇」は「空車の意義」以下一八篇を收めてゐる。「空車の意義」では、警視廳の「空車止」という標示のでいてゐるところを、ある辯護士が自家用車を自ら運轉して通過しようとして科料に處せられてから、東京區裁判所で「證據不十分」で無罪の判決を受けるまでの経過、双方の言ひ分をのせて、法律解釋の意義について論ぜられる。「信書

の「書翰」も、起り易い問題であるが、他人の信書を開いたり隠したりしたらどういふ處罰を受けるか、判例を中心に述べてある。「審判官」は「ルーブル紙幣の物盗」も面白い。肌を脱ぎ裸になることを祖傳極と書いて、タンセキラテイと讀むような難解な言葉が、日常生活と最も關係深い警察犯處罰令の規定の中にあつたことをあげて、法文の平易化を主張される「祖傳極」の一文は、法律の平易化に關する著者の願いのうかがえる好篇である。「公訴と控訴」「纏と絡」「言葉の裏表」は、同じ發音で異つた意味の言葉、異つた文字で同じ意味を現す言葉、同じ言葉が異つた意味に用いられる場合など、いろ／＼面白い實例をあげて書かれてあるが、中でも狸貉事件は「民事篇」の「電氣は物か」と並んで、法學生の必ず一度は耳にする問題であらう。

「裁判篇」は過去の有名事件の判決が六件口語體の判決に關するものが三件及びその他からなつてゐる。「坂垣退助暗殺事件判書」「大津事件判決」「帝人事件の判決」などが今なお興味が深い。「口語體とカナガキ判決」には、口語體判決の創始者の一人である三宅正太郎判事(現在は辯護士)が、「ナゴヤ控訴院」でなされた口語體判決の一つがのせてある。同判事の地名カナガキ論はあまりにも有名である。「口語體の民事判決」「口語體の憲法決定」は、著者が我國で初めて書かれた口語體の判決と著者最終決定を中心に、それを書くに至つた直接の動機、その反響などが収められているが、著者はその中で次のように述べ

ている。「當時私は判事になつてまだ一年、三宅判事の地名カナガキ判決のように、國語問題についての立派な主義主張があつた譯でもなく、又三宅判事が口語體で判決を書いておられることすら知らなかつた。たゞ判決を書こうとしたときに、法廷で調べたときのあの無學な當事者の面影が眼の前に浮んできた。その當事者に納得のいくように判決を書いてやりたい。當事者に話して聞かしてやるような積りで判決を書きたい、そう思うとどうしても文語體では表わせない。判決は文語體で書かねばならぬこともないので、思い切つて口語體で書いた。どうせ口語體で書くのならばと、序にひらがなで觸點も打つたのである」。この一節に現われた著者の尊い願いが、やがて後年の法律の口語化の問題、宣言の言葉の口語化と平易化などにおける著者の努力の基調ともなつた點を讀者は見逃してはならない。「判決書とタイプライター」「軍事裁判を傍聴して」では、タイプライターの使用による能率増進を中心に、新しい裁判手續のあり方を、極東軍事裁判を參考に述べてある。軍事裁判については、いろ／＼の人の書いたものが公にされているが、裁判官として著書の眺めた手記も面白い。

以上述べたように、本書の内容は法律上も重要な問題が平易に述べられているばかりではなく、讀者をして一気に讀み終らせる「閑話」としての輕妙さも備えており、法學生は勿論、廣く一般讀者に推薦する次第である。(巖松堂一二〇四)